

?

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法 第24条の2 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年9月19日
【事業年度】	第26期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ジャストシステム
【英訳名】	JUSTSYSTEMS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浮川 和宣
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
【電話番号】	088(666)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	総務経理部長代理 原 敏文
【最寄りの連絡場所】	徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
【電話番号】	088(666)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	総務経理部長代理 原 敏文
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出しました第26期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）に係る有価証券報告書及び平成19年9月10日に提出しました有価証券報告書の訂正報告書につき、記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

1)～8) <省略>

(訂正前)

9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

9) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行できるよう、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元をおこなうため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。